

随意契約によることとした理由

1 件名

令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務

2 業務内容

マイナンバーカード普及促進のため、マイナンバーカードの申請支援の実施を予定しており、本業務はマイナンバーカードの申請支援に必要となる一連の業務を委託するものである。

3 契約の相手方

所在地 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

名 称 大日本印刷株式会社 左内町営業部

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、商業施設や公共施設等においてマイナンバーカードの申請等をサポートするための出張窓口を設置し、また福祉施設入所者や外出困難者等に対してマイナンバーカードの申請等を支援するための出張受付を実施することで、マイナンバーカードの普及推進を行うものである。マイナンバーカードの効果的な普及推進を行うに当たって、マイナンバーカードに関する専門的知識を持ち、優れた企画内容や実施体制を有する事業者を選定する必要があることから、本業務委託契約の実施事業者の選定方式は、企画内容や実施体制、事業者の実績や能力等についても評価の対象とすることができ公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から企画提案書等の提出があり、「令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、大日本印刷株式会社左内町営業部を受託候補者として特定したため、同者と随意契約をするものである。